

日本学生支援機構奨学生であった皆様へ

在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。奨学金は口座振替により返還することとなっています。返還金は、口座から引き落とされておりますでしょうか。あるいは、口座振替の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書を受取って、まだ支払いが済んでいないようなことはないでしょうか。もう一度、ご確認ください。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度（※）などの仕組みもありますので、今すぐ《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。

※第一種奨学金の返還方式で所得連動返還方式を選択している場合、減額返還制度は利用できません。

《日本学生支援機構の相談窓口》 電話 0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部 IP 電話 専用ダイヤル 03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは、こちらへ

⇒ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>

学務部学生支援課